

所得情報取得にかかる許諾書(新様式)の提出について

ポイント

- ① 必要なお手続きは、許諾書のご提出のみです。
- ② お住まいの市区町村から共済会が退職年金の支給停止額の算定に必要な所得情報を取得することに許諾いただける場合は、同封の許諾書を議会事務局にご提出ください。
- ③ 許諾書のご提出がない場合は、毎年ご自身で市区町村発行の課税証明書等をご提出いただかない限り、退職年金の支給を差し止めますのでご注意ください。

○許諾書とは…

市議会議員共済会では、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者に対し、毎年6月にその前年分の所得調査を行っています。

受給者の負担軽減の観点から、共済会が受給者に代わって直接、受給者の居住する市区町村から所得情報を取得しています。

この場合、受給者の許諾書が必要となります。

○許諾書の様式が変わりました

公的年金等控除の見直しが行われたことによって、令和3年度の所得調査から、新たに2項目(4.合計所得金額・5.公的年金等所得額)の提供を受けることが必要となりました。

そのため…

**過去に許諾書を提出されたことがある方につきましても、
新様式の許諾書をご提出くださいますようお願い申し上げます。**

退職年金受給者の所得情報を取得する流れ



令和3年度の所得調査から、この項目が追加になります！

公的年金等控除の見直し（令和2年分以後適用）

〔改正後の公的年金等控除額〕

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額				改正前
		改正後			区分なし	
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超			
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円	
	330万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5,000円	(A)×25% + 17万5,000円	(A)×25% + 7万5,000円	(A)×25% + 37万5,000円	
	410万円超 770万円以下	(A)×15% + 68万5,000円	(A)×15% + 58万5,000円	(A)×15% + 48万5,000円	(A)×15% + 78万5,000円	
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% + 145万5,000円	(A)×5% + 135万5,000円	(A)×5% + 125万5,000円	(A)×5% + 155万5,000円	
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円		
	65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
		130万円超 410万円以下	(A)×25% + 27万5,000円	(A)×25% + 17万5,000円	(A)×25% + 7万5,000円	(A)×25% + 37万5,000円
410万円超 770万円以下		(A)×15% + 68万5,000円	(A)×15% + 58万5,000円	(A)×15% + 48万5,000円	(A)×15% + 78万5,000円	
770万円超 1,000万円以下		(A)×5% + 145万5,000円	(A)×5% + 135万5,000円	(A)×5% + 125万5,000円	(A)×5% + 155万5,000円	
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円		

上記のとおり、令和2年分以降の公的年金等控除については、「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」によって控除額が異なることとなります。

これにより、令和2年分の所得に基づく令和3年度の所得調査から、「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」を確認するため、新たに「合計所得金額」と「公的年金等所得額」を調査項目に追加することとなりました。



共済会が受給者の居住する市区町村から所得情報を取得するには、

新様式の許諾書の提出が必要となります。



○新様式の許諾書
(この封筒に同封されています)

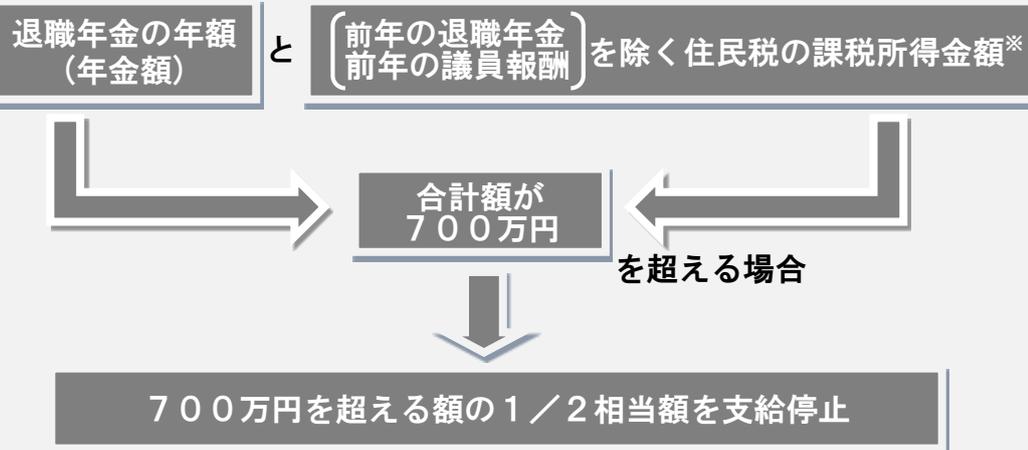
所得に応じた退職年金の支給停止措置について

退職年金の支給停止措置が強化されたことにより、退職年金を受給されている方の前年の所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）に応じて、退職年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

1 支給停止額

退職年金の年額と所得金額[※]との合計額が 700 万円を超える場合は、700 万円を超える額の 2 分の 1 に相当する額の支給が停止されます。（支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。）

■所得に応じた退職年金の支給停止措置



〔[※]所得金額とは、調査年度の前年分の住民税の課税総所得金額（分離課税に区分される所得は含みません。）から、前年に市議会議員共済会から支給した退職年金及び前年に市議会議員として支払いを受けた議員報酬等を除いたものになります。〕

2 支給停止期間

所得調査は、毎年実施し、前年の所得金額に応じて支給する年金額が変わります。所得調査の実施時期と支給停止措置の該当した方の年金支給停止期間は次のとおりです。

- ① 所得調査実施時期……………毎年 6 月
- ② 年金支給停止期間……………9 月支給期 ～ 翌年 6 月支給期
(6 月分から翌年 5 月分)

3 支給停止の例

前年の所得金額に応じて支給する年金額が変わります。計算例については、下記の例をご覧ください。

【例1】全額支給停止の場合

① 退職年金の年額	100万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	800万円
③ ①と②の合計額	900万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額200万円の2分の1の額100万円が支給停止となります。

退職年金は、100万円全額が支給停止となります。

【例2】一部支給停止の場合

① 退職年金の年額	100万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	700万円
③ ①と②の合計額	800万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額100万円の2分の1の額50万円が支給停止となります。

退職年金は、50万円が支給停止となります。

【例3】支給停止の対象とならない場合

① 退職年金の年額	100万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	590万円
③ ①と②の合計額	690万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を下回っているため、支給停止となりません。

退職年金は、全額支給となります。

市議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館6階

電話 03-3262-5239